【エラーチェック済】

（その１）

収支報告書

平成28 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　みんしんとうみやぎけんだいろっくそうしぶ

1 政治団体の名称　民進党宮城県第６区総支部

2 主たる事務所の所在地　宮城県登米市迫町佐沼字末広２

（アパート・マンション名）

3 代表者の氏名　（姓）安住　（名）淳

4 会計責任者の氏名　（姓）太田　（名）博

事務担当者の氏名
（姓）佐藤　（名）真弓
（電話）0220-22-4457
（電話）
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体
☑ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	（姓）安住　（名）淳
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

宮城県選挙管理委員会 東部地方支局受付 29.3.1 受付

あべ　No.280128　H28.6　H29.3.1受付　形入　㊎　㋐　ヤア

(その2)

収支の状況

【エラーチェック済】

1　収支の総括表

収入総額	5,320,908
（前年からの繰越額）	3,246,716
（本年の収入額）	2,074,192
支出総額	4,101,860
翌年への繰越額	1,219,048

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	174,000
員数（党費又は会費を納入した人の数）	82

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	0	

【エラーチェック済】

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　考
1	民主党宮城県総支部連合会	300,000	H28/1/29	仙台市青葉区本町3丁目6-5　フタバビル201号	
2	民進党宮城県総支部連合会	700,000	H28/6/7	仙台市青葉区本町3丁目6-5　フタバビル201号	
3	民進党宮城県総支部連合会	900,000	H28/12/20	仙台市青葉区本町3丁目6-5　フタバビル201号	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	合　計	1,900,000			

【エラーチェック済】

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	１件10万円未満のもの	192	
	合　　計	192	

【エラーチェック済】

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	2,463,045	0	
(2) 光熱水費	146,371	0	
(3) 備品・消耗品費	300,404	0	
(4) 事務所費	904,240	0	
小計	3,814,060	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	42,700	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	245,100	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	245,100	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	287,800	0	
合計	4,101,860		

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	- 146,371				
	合計	- 146,371				

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	ガソリン代	12,870	H28/1/7	佐藤真弓	栗原市瀬峰横森前154-2	
2	ガソリン代	12,180	H28/2/5	佐藤真弓	栗原市瀬峰横森前154-2	
3	ガソリン代	12,120	H28/3/7	佐藤真弓	栗原市瀬峰横森前154-2	
4	ガソリン代	12,150	H28/4/7	佐藤真弓	栗原市瀬峰横森前154-2	
5	ガソリン代	12,540	H28/5/6	佐藤真弓	栗原市瀬峰横森前154-2	
6	ガソリン代	12,330	H28/6/7	佐藤真弓	栗原市瀬峰横森前154-2	
7	封筒印刷代	40,000	H28/6/18	皆川プリント	登米市迫町佐沼字沼向12	
8	ガソリン代	13,740	H28/7/7	佐藤真弓	栗原市瀬峰横森前154-2	
9	ガソリン代	14,550	H28/8/5	佐藤真弓	栗原市瀬峰横森前154-2	
10	ガソリン代	12,090	H28/9/7	佐藤真弓	栗原市瀬峰横森前154-2	
11	ガソリン代	12,000	H28/10/7	佐藤真弓	栗原市瀬峰横森前154-2	
12	ガソリン代	12,210	H28/11/7	佐藤真弓	栗原市瀬峰横森前154-2	
13	ガソリン代	12,900	H28/12/7	佐藤真弓	栗原市瀬峰横森前154-2	
14						
15						
	その他の支出	108,724				
	合計	300,404				

【エラーチェック済】

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	事務所家賃	40,000	H28/1/12	有限会社アールアイ	登米市迫町佐沼字末広2番地	
2	事務所家賃	40,000	H28/2/12	有限会社アールアイ	登米市迫町佐沼字末広2番地	
3	事務所家賃	40,000	H28/3/10	有限会社アールアイ	登米市迫町佐沼字末広2番地	
4	事務所家賃	40,000	H28/4/18	有限会社アールアイ	登米市迫町佐沼字末広2番地	
5	事務所家賃	40,000	H28/5/12	有限会社アールアイ	登米市迫町佐沼字末広2番地	
6	事務所家賃	40,000	H28/6/16	有限会社アールアイ	登米市迫町佐沼字末広2番地	
7	事務所家賃	40,000	H28/7/29	有限会社アールアイ	登米市迫町佐沼字末広2番地	
8	事務所家賃	40,000	H28/8/29	有限会社アールアイ	登米市迫町佐沼字末広2番地	
9	事務所家賃	40,000	H28/9/27	有限会社アールアイ	登米市迫町佐沼字末広2番地	
10	事務所家賃	40,000	H28/11/14	有限会社アールアイ	登米市迫町佐沼字末広2番地	
11	事務所家賃	40,000	H28/12/12	有限会社アールアイ	登米市迫町佐沼字末広2番地	
12	事務所家賃	40,000	H28/12/12	有限会社アールアイ	登米市迫町佐沼字末広2番地	
13	電話料（12月分）	13,084	H28/1/4	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-21	
14	電話料（1月分）	13,122	H28/2/1	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-21	
15	電話料（2月分）	13,285	H28/2/29	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-21	
16	電話料（3月分）	13,071	H28/3/31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-21	
17	電話料（4月分）	12,851	H28/5/2	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-21	
18	電話料（5月分）	13,307	H28/5/31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-21	

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
19	郵便料	16,192	H28/6/16	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
20	郵便料	14,760	H28/6/17	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
21	電話料（6月分）	13,278	H28/6/30	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-21	
22	電話料（7月分）	13,927	H28/8/1	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-21	
23	電話料（8月分）	13,160	H28/8/31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-21	
24	電話料（9月分）	12,818	H28/9/30	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-21	
25	電話料（10月分）	13,392	H28/10/31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-21	
26	電話料（11月分）	13,162	H28/11/30	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-21	
27	会計監査報酬	32,400	H28/4/6	税理士　筒井俊明	大崎市古川駅前大通四丁目4番18号	
28						
	その他の支出	202,431				
	合計	904,240				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					会合費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	6,518				
	合計	6,518				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	25,110				
	合計	25,110				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	3,000				
	合計	3,000				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	8,072				
	合計	8,072				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	外部看板代	83,000	H28/7/29	アサヒ広芸	登米市迫町佐沼字八幡2丁目1－17	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	22,000				
	合計	105,000				

【エラーチェック済】

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		4．宣伝事業費	
					遊説費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	宣伝車自動車税	45,400	H28/5/31	宮城県東部県税事務所登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	
2	修理代	39,000	H28/6/3	緑北自動車整備工業株式会社	登米市迫町佐沼字新大瀬213番地	
3	バッテリー代	13,800	H28/6/8	有限会社カーショップサトー	登米市迫町佐沼字中江1丁目12-10	
4	宣伝車任意保険料	39,900	H28/11/22	全労済協会	東京都渋谷区代々木2-11-17ラウンドクロス新宿5階	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	-2,000				
	合計	140,100				

(その17)

資産等の状況

【エラーチェック済】

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

【エラーチェック済】

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年　2月　28日

政治団体の名称　民進党宮城県第６区総支部

会計責任者の氏名　太田　博

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成29年2月16日

民進党宮城県第６区総支部
代表　安住　淳　殿

登録政治資金監査人　筒井俊明
登　録　番　号　第2673号
研修終了年月日　平成22年3月12日

１　監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民進党宮城県第６区総支部の平成27年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、民進党宮城県第６区総支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関

係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

民進党宮城県第６区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

振込明細書に係る支出目的書また、民進党宮城県第６区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上